

2 ハーグ会議

308 昭和4年7月(2)日 在仏国安達大使より
田中外務大臣宛(電報)

対独賠償専門委員会報告書審議のための国際
会議開催に関する仏国意向について

パ リ 発
本 省 7月2日前着

第二二四号

貴電第一二五号ニ関シ左ノ通再電ス
二十八日「ブリアン」ニ面会ノ際賠償問題等ニ関スル会議
開催ノ模様ヲ尋ネタルニ過日英国大使ヲ呼寄セ仏国政府ハ
専門家報告書ヲ調査スルノ必要モアリ八月上半期中立国ニ
於テ右会議ヲ催シタキ旨ヲ英国政府ニ申込ミタルニ付何レ
近日同政府ヨリ回答ニ接スヘキ筈ナルカ

309 昭和4年7月2日 田中外務大臣より
在英國松平大使宛(電報)

英国よりの専門委員会報告書審議のための国

際会議開催提議について

付 記 昭和四年六月二十八日付在本邦テイレー英国大

使より田中外務大臣宛第一〇八号

右国際会議開催に関する在本邦英国大使書簡

本 省 7月2日後発

第一五八号

二十八日付ヲ以テ在京英国大使ハ(イ)専門委員会報告ニ関ス
ル国際会議ノ期日構成及任務ニ関スル帝国政府ノ意見ヲ問
合セ(ロ)会議地ヲ倫敦ニ致度キ旨申越セルニ対シ一日付ニテ
(イ)ハ関係国ノ交渉ニ俟チ(ロ)帝国政府ノ関スル限り異議ナキ
旨回答シタリ
仏、米ニ転電シ独、伊、白ニ暗送アリ度

(付 記)

British Embassy,
Tokyo.
No. 108, Urgent. June 28, 1929.

Your Excellency,

I have received telegraphic instructions from His
Majesty's Principal Secretary of State for Foreign
Affairs to enquire of Your Excellency the views held by
the Japanese Government in regard to the date,
composition and scope of an International Conference
which may require to co-ordinate the views of the
various Governments concerned on the expert's report
on reparations.

As it would be very inconvenient for representatives
from His Majesty's Government to leave England at the
present moment, when they are still engaged in taking
over the administration, His Majesty's Government
hope that the conference may be held in London.

I should be grateful if Your Excellency would be so
good as to furnish me with an early reply to this note.
I avail myself of this opportunity to renew to Your
Excellency the assurance of my highest consideration.

John Tilly (Signed)

His Excellency,

Baron Giichi Tanaka,

H.I.J.M. Minister for Foreign Affairs.

310 昭和4年7月13日 幣原外務大臣より
在独国長岡大使宛(電報)

専門委員会報告書審議のための国際会議開催
に関する独国意向について

付 記 昭和四年七月一日付大臣会見録

右国際会議開催に関する幣原外務大臣・フォ

レッチ独国大使会談

本 省 7月13日後発

第五八号

貴電第七四号ニ関シ十日独逸大使本大臣ヲ来訪シ(一)六国会
議ノ促進並ニ之ヲ簡単ナラシムルコト(二)「ライン」「ザール」
ノ問題ニ関シ本邦ノ支持ヲ希望シタルニヨリ(三)ニ関シテハ
独逸ノ具体的主張ヲ承知シタル後ニ非レハ何等意見ヲ述フ
ルコト能ハサルモ独逸ノ要求ニ対シ帝国政府カ fair and
justノ態度ヲ以テ臨ムヘキコトハ茲ニ確言シ得ル旨答ヘオ

ケリ

英、仏、伊、白ニ転電アリタシ

(付記)

対独賠償問題等ニ関スル件

七月十日在本邦独逸大使「フォレット」幣原大臣ヲ来訪対独賠償問題ノ完全且最終の解決ニ関スル専門委員会ノ報告採扱ノ為メノ会議ニ関連シ大要左ノ趣旨ヲ述ヘタリ

一、独逸政府ハ倫敦會議ヲ促進スルコトト之ヲ簡易ナラシメンコトヲ欲ス即チ独逸政府ハ成ルヘク速ニ倫敦ニ政治會議ヲ開キ専門家報告ヲ採扱スルト共ニ「ライン」撤兵問題並ニ「ザール」問題ヲ解決センコトヲ希望ス「ザール」ノ帰属問題ニ付テハ恐ラク経済的対償ヲ仏国ニ与フルコト止ムヲ得サルヘキモ「ライン」地方ノ撤兵ハ即時且無条件ニ行ハルヘキモノナリ

二、仏国側ハ本件會議ニ関シ種々複雑ナル案ヲ立テオルモカクテハ急ヲ要スル本問題ノ解決ヲ徒ラニ遅延セシムルノ結果トナルヘキニ付キ成ル可ク會議ノ方法ヲ簡易ニスルコト肝要ナリ

地ハীগに確定の旨通報

パリ 発

本省 7月27日前着

第二六五号(至急)

往電第二五九号ニ関シ

會議地ニ付テハ其ノ後英国側ヨリ海牙ヲ提案シ独、仏之ニ同意シ二十六日ニ至リ白耳義モ承諾ヲ与ヘタル旨同日本使ヲ来訪シタル在仏独逸大使ヨリ聞込ミタルニ付「コルバン」ニ問合セタル処愈海牙ニ確定セル旨並ニ期日ハ今ノ処矢張来月五日ナル旨ノ回答ヲ得タリ尚仏国外務省側ヨリノ情報ニ依レハ首相外相蔵相何レモ代表タルヘク専門家其ノ他約四十名ニ達スヘシトノコトナリ

英、米、独、伊、白、蘭ヘ転電セリ

昭和4年7月28日

在英國松平大使より
幣原外務大臣宛(電報)

専門委員会報告書に関する英国議會での討議について

ロンドン 発

三、就テハ上記二点ニ付キ日本政府ノ支持ヲ得度シ右大使ノ申出ニ対シ

一、大臣ハ會議地ハ倫敦ニ決定セル次第ナリヤト質ネタルニ大使ハ未タ決定セサルモ右ニ決定スル様日本政府ノ援助ヲ得度シト答ヘタリ

二、更ニ大臣ハ「ザール」「ライン」等ノ問題ハ独逸ノ具体的主張ヲ承知シ之ヲ研究シタル上ニ非レハ何等言明シ得サルモ唯独逸ノ要求ニ対シ日本政府カ fair and justノ態度ヲ以テ臨ムコトハ茲ニ確言シ得ト答ヘタリ

三、尚ホ独逸大使ハ今回ノ會議ニ於ケル日本代表ノ人選ニ付テ質問セルヲ以テ未決定ノ旨答ヘタルニ独逸トシテハ安達大使ハ親仏主義ナルヲ以テ松平大使ノ出席ヲ希望スル旨ヲ述ヘタリ因ツテ大臣ハ大使力任国ト親密ノ關係ニ立ツコトハ職務上当然ノコトニシテ安達大使ニ特殊ナル事情ニ非ストノ主旨ヲ答ヘオケリ

昭和4年7月28日

在仏国安達大使より
幣原外務大臣宛(電報)

専門委員会報告書審議のための国際會議開催

本省 7月28日後着

第二八一号

二十六日議會ニ於テ「ロイド・ジョージ」ハ賠償問題ニ関スル質問演説ヲ為シ「ヤング」案ニ於テ独逸支払額ヲ減額セントスルハ異議ナキモ英国カ全犠牲ヲ負担セントスルハ不可ナリトテ「スパー」協定率ヲ減少セルヲ難シ次ニ独逸ノ年金中無条件支払ノ分ハ大部分仏伊兩國ニ割取セラレテ英ノ受クル所殆トナク且条件付年金ハ一朝独逸ニ不景氣ヲ生セハ支払覺束ナク結果ハ更ニ新ナル改正減額ヲ必要トスルニ至ルヘシト難シ進テ実物支払ニ言及シ「ヤング」案ニ此ノ点ニ関シ充分ノ制限ナキヲ攻撃シ同案採用ニ反対セリ之ニ対シ蔵相ハ英国政府ハ何等「ヤング」案ニ拘束セラルルモノニ非ス該案ニ依ル独逸年金額ニハ異議ナキヲ述ヘタル後分配率ニ関シ英國ハ「スパー」分配率協定ニ当テ既ニ多大ノ犠牲ヲ払ヒ且右分配率ハ其ノ後ノ諸會議ニ於テモ基礎的率トシテ承認セラレ来レリ今回ノ改正率ニ依レハ他ノ各債権国ハ対英戦債ヲ差引キ剩余ヲ生スヘキニ英國ハ「ヤング」案条件付年金ト他国ヨリノ償還額ト併テ辛ウシテ将来対米戦債支払ニ充分ナル額ヲ受クルニ止マリ英國ハ年額

約二百五十万磅ヲ失フノ外二億磅ニ近キ過去ノ英国支払額超過回収ノ見込ヲ失フニ至ルヘシト述ヘ次ニ実物支払問題ニ付テハ英国政府ニ於テモ大イニ留意努力スヘシト述ヘ結論トシテ来ルヘキ賠償會議ニ於テハ無条件年金トノ相違並ニ英国力毫モ無条件年金ノ分配ニ預ラサルノ事実ニ付論議スヘク要スルニ「ヤング」案ハ英国ニ向テ更ニ新ナル犠牲ヲ要求スルモノナリト強硬ニ反対セリ

仏、独、伊、白、米ニ郵報ス

313 昭和4年8月(1)日 在仏国安達大使より
幣原外務大臣宛(電報)

ハグ会議に対する我が方方針決定に際し考
慮すべき点について

別電 昭和四年八月一日着在仏国安達大使より幣原
外務大臣宛第二七六号

ハグ会議に対する我が方方針決定に際し考
慮すべき点

本 省 8月1日前着

第二七五号

海牙會議ノ議題ハ結局客年九月十六日ノ寿府決議ニ包含セラルル諸問題ナルヘク尚右ノ外独逸側ヨリ「ザール」問題植民地問題等ヲモ提起スルヤモ計ラレサル処右ノ中賠償問題ニ関スル我方方針御決定ニ当リテハ別電第二七六号ノ諸点御考慮相成タク同電(一)ノ山東鉄道鉅山及海底電線ニ関スル我方借方計上額ハ「ヤング」案第九章第三項ノ趣旨ニ鑑ミ同案ニ依リ我方ノ所得スヘキ賠償金総額中ヨリ之ヲ控除セサルヘキコトヲ要求スルコト然ルヘク此ノ点ハ右鉄道等ノ如キ引渡シ物ニ対シ連合各国トモ共通ノ利害関係アルヲ以テ是等諸国ト共ニ右ノ主張ヲナシ得ヘシト存セラル

(別電)

本 省 8月1日前着

第二七六号

一、山東鉄道、鉅山及「ヤツプ」上海間ノ海底電線(五国均分主義ニ依ル時ハ同電線価額ノ外更ニ一定額ヲ加ヘタ

七、同銀行ニ関シ左記諸点

(イ)第一付属書銀行職務権限其ノ他ノ事項
(ロ)銀行株式応募保障問題

314 昭和4年8月3日 幣原外務大臣より
在仏国安達大使宛(電報)

ハグ会議我が方代表の任命について

本 省 8月3日後発

第一六〇号

貴官並永井大使三日付蘭国海牙ニ於テ開催ノ対独賠償問題等ニ関スル會議ニ於ケル帝国代表者被仰付尚御委任状ハ御下付アリ次第海牙宛電報ス
白及蘭ヘ転電アリタシ

編注 八月七日付で在蘭国廣田(弘毅)公使も本件會議代表に任命された。

315 昭和4年8月6日 幣原外務大臣より
在ハグ賠償會議代表宛(電報)

ハグ会議に対する我が方方針につき訓令

ルモノ)ニ関スル我方現在及将来ノ借記額ト「ヤング」案第九章「リキデーション・オブ・ザバスト」トノ関係
二、同案第七付属書(一)無条件年金ノ分配問題(此ノ点ニ関シ財政専門家委員会ニ於テハ森委員発賠專第二四号ノ通当初我方受領額ハ所謂戦争損害ノ賠償額トシテ戦時債務ト區別シ無条件年金中ヨリ支払ヲ受クヘシトノコトナリシカ「ヤング」案中ニハ第七付属書(一)ニ於テ仏伊両国ニ関シ規定セルノミニテ我方等ニ関シ何等言及セサル処右ニ関シ委員会内ニ於ケル経緯森委員ニ御問合ノ上御開示相成タシ

三、第八章冒頭(四)及第七付属書(四)ノ来ル八月三十一日迄ノ五個月間ニ於ケル「ドーズ」年金ノ分配問題

四、実物支払問題ニ付第八章f所定事項

五、一九二四年八月末日迄ノ本邦賠償取得分不足額(現在額約千六百四十万金貨馬克)ト「ヤング」案第九章トノ関係

六、國際決済銀行ノ利益ニ余裕アル場合右ハ戦争債務ヲ有スル国ノ間ニノミ分配セラルヘキ点(第一付属書十一末段)

第三号

今回ノ會議ニ於テ議題トナルヘキ賠償問題及「ライン」撤兵問題ハ直接帝國ノ利害ニ關スルコト大ナラサルモ帝國政府ハ欧州政局ノ安定延イテ世界平和確保ノ為其ノ円満ナル解決ヲ重視シ居ルヲ以テ貴代表等ハ專門家報告ニ依ル帝國ノ利益ヲ保持セラルルハ勿論ノ義ナルモ利害關係緊密ナル独仏英等ノ間ニ処シ終始公正ナル見地ヨリ會議ノ成功ニ努メラレ度ク細目ニ關シテハ左ノ方針ニ依ラレ度シ

一、國際決済銀行

我方モ参加ノ意向ニテ実行案ニ付攻究中ナル処国内法ノ關係上日本銀行ノ関与シ得サル事項少カラサルヲ以テ專門家報告中ノ代案ニ拠ルヲ必要トスル場合生スヘク又本邦ニ於ケル公募ヲ容易ナラシムル為專門委員案ニ対シ細目ノ点ニ付多少修正又ハ留保ヲ申出ツルコトアルヤモ計リ難ク詳細ハ追電スヘシ

二、賠償総額及年金額

專門委員案ヲ支持ス

三、分配率

ハーグ會議の開会およびヤング案の無修正受諾は困難との一般討議における英国代表意見について

ハーグ 発

本省 8月7日後着

第五号

會議六日当国上院議場ニ開會往電第二号一及三ノ事項ヲ正式ニ決定シタル外議事ニ付テハ「コンミュニケ」ヲ以テ公表スル外秘密トスヘキ旨ヲ決議シタル後政治財政兩委員會設置前「ヤング」案ニ關スル一般討議ヲ為スコトナリタルカ先ツ「スノーデン」ヨリ同案ニ対スル英國側ノ意見トシテ特ニ左ノ三点ヲ挙ケ英國トシテハ如何ナル政府タルヲ問ハス此ノ儘受諾シ得サル所ナリト述ヘタリ

一、無条件年金ハ支払ノ確實ナルト証券化ノ可能ナルトニ依リ特ニ重要ナル処右ノ中仏伊ノ取り分及「ドーヌ」公債ノ元利払ニ充当セラルヘキヲ除ケハ英國其ノ他ノ諸國ノ分ハ殆トナク頗ル不公平ナリ

二、今回ノ分配方法ニ依ルトキハ二十億五千万麻克ノ年金分配ニ付ハ「スパー」率ニ依ルヨリモ約千万伊ハ三千

專門委員案ヲ支持ス但「スパー」率復帰論生スル場合ニハ之ニ同意シ差支ナシ尤支払方法等ニ付我方ノ不利ニ變更セラレサルコトヲ必要トシ分配率カ我方ノ不利ニ變更セラルルカ如キ場合ニハ請訓アリ度シ

四、今回會議ニ依リ協定スヘキ事項ハ概シテ「ヴェルサイユ」條約ノ実施ト解セラルルモ賠償委員會権限變更独乙及其ノ旧同盟國ノ共同責任解除等本件報告採用ノ結果同條約ノ改訂ヲ必要トスル点ヲ生スヘキ処少クトモ右ノ諸点ニ付テハ批准ヲ要スル條約ノ形式ニ依リ協定スルコトト致度シ

尚我方ハ此ノ機會ヲ逸セス「プレスト・リトウスク」金塊分配問題ヲ解決セムト欲スルニ因リ會議ノ当初ヨリ關係國側ト接觸セラレ既ニ日英仏間ニ主義上ノ合意アリタル對露債權額ニ基ク分配方貫徹ニ努メラレ度シ

尚凡テ特ニ重大ナル事項ニ付テハ其都度請訓アリ度シ英、独、伊、米ニ暗送アリ度シ

~~~~~

316 昭和4年8月(7)日 在ハーグ賠償會議代表より 幣原外務大臣宛(電報)

六百万白ハ千二百万丈ケ増配ヲ受クルニ拘ラス英ハ四千万ヲ失ヒ日本希臘「ポルトガル」等ヨリモ多少ノ減額ヲ受クル結果トナリ事実上同分配率ノ大變更トナル

三、實物弁償ニ關スル規定ニ付テハ委員會ニ於テ詳細意見ヲ述フヘキモ輸出タル英國側ニハ特ニ不利ナリ云々

英、米、仏、独、伊、白、希、羅、波蘭及西ニ転電セリ

~~~~~

317 昭和4年8月(8)日 在ハーグ賠償會議代表より 幣原外務大臣宛(電報)

ヤング案を主義上受諾するとの一般討議における我が方声明について

ハーグ 発

本省 8月8日前着

第七号

七日ノ會議ニ於テ仏、伊、白代表ヨリ「ヤング」案ヲ一体不可分ノモノトシテ採用スヘキ事ヲ主張シ希、羅、「セルビア」及葡萄牙各代表夫々同案所定ノ分配方法は等小國ニ不利ナルヲ述ヘタルカ最後ニ安達ヨリ我方ハ同案ニ依リ尠カラサル犠牲ヲ払ハサルヘカラサルモ協調ノ精神ニ依リ賠償

問題ノ最終的解決及過去ノ決裁ヲ為スヘキ基礎トシテ同案ヲ主義上受諾スル旨ヲ声明シ尚委員会ニ於テ我方ノ意見ヲ述フヘキ旨ヲ付加シ置ケリ右ニテ「ヤング」案ニ関スル一般討議ヲ閉チ政治経済両委員会ヲ設ケ前者ニハ六大国ノミ又後者ニハ参加国全部夫々五名ノ代表者ヲ出シ得ヘキ事トシ往電第六号ノ通議長ヲ選任シタリ

英、仏、伊、白、米、希、羅馬尼、西へ暗送セリ

318

昭和4年8月(9)日

在ハーグ賠償会議代表より
幣原外務大臣宛(電報)

ヤング案をめぐるの英国と仏・伊両国との

意見対立について

ハーグ

発

本省 8月9日後着

第一一四号

八日ノ第一回財政委員会ニ於テ英国蔵相ヨリ同国力從來払ヒ来レル犠牲ノ大ナルヲ説キテ再ヒ往電第五号ノ三点ニ言及シタル後「ヤング」案所定ノ年金額及支払方法並之カ分配方法ニ関連セル諸問題ヲ更ニ審査セシムル為財政専門家

仏発本大臣宛電報第二七六号ニ関シ

一、山東鉄道及鉅山ニ関シ独逸政府ノ補償シタル額ハ五十余万麻ニ過キサル処此ノ分ハ本邦受領不足額ト差引計算済ニシテ尚我方受領不足額千六百四十万麻ヲ存スル現状ナルニ因リ山東鉄道及鉅山ノ価格ハ今後一切我方ニ借記セサルコトトシ從テ独逸賠償義務額ノ外ニ置クト共ニ本邦ノ受領スヘキ賠償総額中ヨリモ之ヲ控除セサルコトト致度シ本点ハ我方ノ最モ重キヲ置ク点ナルヲ以テ極力之カ貫徹ニ努メラレ度シ(本電(内後段参照)尚海底電線ニ付テモ他ノ關係国ト協調シ成ル可ク同一方針ヲ以テ処理セラレ度シ

二、当初我方受領分ハ全部無条件年金ヨリ支払ヲ受クルコトトナリ居リシ処後仏国側ノ熱望ニ依リ同国無条件年金受領額ヲ付屬書中ニ記載シ伊国モ之ニ均霑スルコトトナリタルモノナルカ伊国割当額ハ其ノ分配率ノ範圍内ニアリ唯仏国取分ハ其ノ分配率以上トナルモ付屬書第八ニ掲クル担保資金提供ノ条件アリ他ノ債権国權利ヲ侵害セサルヲ以テ我方委員モ會議ノ成功ヲ扶クル為一応之ニ同意シ置ケル次第ナリ然レトモ右ハ分配ノ公正ヲ欠キ特ニ我

分科会ヲ設クヘシトノ提案ヲ為シタルカ右ニ対シ仏、伊、白各代表ハ斯テハ専門家委員会ノ遣リ直シニテ「ヤング」委員会前ノ状態ニ歸ルモノナリトテ強ク反対ノ結果再考ノ余地ヲ存スル為九日ハ休会ノコトニ決セリ「スノーデン」ハ「ヤング」案受諾ニ依リテ受クル犠牲頗ル大ナリトノ仏国主張並同案ハ從來不公平ナリシ分配率ヲ改善セルモノナリトノ伊国側説明ヲ強硬ニ反駁シ「ヤング」委員会開会前右兩國ハ「スパー」分配率ノ變更ヲ為サストノ約束ヲ為シタルニ拘ラス之ニ違反セリト攻撃スル等其ノ所述頗ル露骨ナリシヲ以テ仏伊等ノ反感ヲ買ヒ會議ノ空氣ヲ相当緊張セシメタリ

英、米、独、仏、伊、白ニ転電セリ

319

昭和4年8月10日

幣原外務大臣より
在ハーグ賠償会議代表宛(電報)會議において我が方考慮すべき事項への対処
方につき訓令

本省 8月10日後発

第八号

方ノ如キ三十七年後ノ分配ヲ抛棄シ居ルヲ以テ出来得ヘクムハ委員会当初考案ノ如ク無条件年金中ヨリ我方受領額全部ノ支払ヲ希望ス若シ右不可能ノ場合ニハ我方取分ノ半額ヲ右年金中ヨリ支払方要求セラレ度ク尚本件ニ付テハ會議ノ情勢ニ從ヒ更メテ請訓アリ度シ

三、大勢ニ順応セラレ差支ナシ但我方ニ於テハ本年四月ヨリ来年三月迄ノ現実取得額カ千三百二十(一三三〇)万麻ニ達スルコトヲ必要トスルニ付右御含ヲ以テ可然取計ハレ度シ

四、我方ヨリ特ニ主張スヘキ事項ナシ

五、本問題ニ関シ我方ト同様ノ立場ニ在ル英仏其他諸国ノ態度未タ判明セサルニ因リ本件ニ関スル會議ノ事情ヲ具シ更メテ請訓アリ度シ

六、本点ハ第二期年金支払財源捻出ノ為已ムヲ得ス承認セラレタル処ニシテ實際問題トシテハ三十七年後ノ遠キ將來ニ属スルコトナルヲ以テ左程重視スルヲ要セサルヘキニ付本電一其他当方主張貫徹ノ為ニスル一材料トシテ援用セラレタル上結局原案ニ同意セラレ差支ナシ

七、往電第三号一ノ外左ノ趣旨ニテ処理セラレ度シ本件日

本銀行ト打合済

イ 銀行職務権限其ノ他ノ事項ハ大勢ニ順応セラレ差支ナシ但

1 理事ニ付テハ日本銀行総裁ハ条例上就職シ得サルヲ以テ其 nominee ヲ以テス総裁カ他ノ理事一名ヲ選定スルコトハ差支ナシ但右 nominee ハ総裁ノ代理ニ非ルモノト諒解シ事実上在倫敦監督役ヲ以テスル予定

2 日本銀行カ議決権ヲ行使スルコトハ不可能ナリ但日本銀行総裁ニ於テ議決権行使ヲ為ス者ヲ選定シ得ル様改正ヲ希望ス

ロ 日本銀行ハ条例上銀行株式応募引受ヲ為スヲ得サルニ因リ「ヤング」案所定ニ依リ別ニ引受団ヲ設クルコトトスヘキモ引受団ヲ構成スヘキ銀行等ノ範圍ニ付テハ未定

英、独、伊、米ニ暗送アリ度シ

~~~~~

320 昭和4年8月17日 在スケヴェニンゲン賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

會議ニ於テ分科會設立ニ関スル左記ノ提案ニ對シ會議ノ決定ヲ求ムヘシト書面ヲ以テ申込ムニ到レリ

仍テ仏伊白三国側ハ十五日夜會合ノ上別電第二一號ノ如キ「ノート」ヲ「スノーデン」ニ送付スルコトナリ仏國側ヨリ我方ニ對シテ之ニ参加方請求シ来レルニ付安達ハ十六日朝「シエロン」ヲ往訪シ我方ハ今直ニ本國政府ノ意向ヲ承知シ得サルノミナラス一方賠償問題及英國ニ對スル我方特殊ノ地位ニ鑑ミ會議決裂ノ危險等アル場合必要アラハ英國及仏伊白兩者ノ間ニ斡旋ノ勞ヲ取り得ル余地ヲ存セシムル為右「ノート」送付國中ニ日本ヲ加ヘサルヘキコトヲ申入レタルニ仏藏相ハ此ノ際日本ノ不参加ハ著シク「ノート」ノ価値ヲ減スヘシトテ最初ハ極メテ昂奮シ我方ノ加入ヲ強要シタルモ安達ヨリ繰返シ説明ノ結果「シエロン」ハ日本政府ノ意見ヲ留保スルコトトシ四國代表限リノ意見ナル旨ヲ「カバリングノート」中ニ付記シテ右「ノート」送付シ度キ旨ヲ述ヘタルニ付安達ハ之ニ帝國政府ヲ「コンミット」セサルモノナルコト且前記我方態度ニ関シテハ当方ヨリ英國側ニ説明スヘキコト並ニ會議ノ決裂ヲ避クル為右「ノート」ハ此ノ際之ヲ公表セサルコトヲ條件トシテ同意セリ

ヤング案に対する英國側異議に関し關係国より對英覚書送付について

別電

昭和四年八月一七日着在スケヴェニンゲン賠償會議代表より幣原外務大臣宛第二一號

右關係國對英覚書要旨

スケヴェニンゲン 發

本 省 8月17日後着

第二〇號

往電第一八號ニ関シ

十四日日、仏、伊、白首席代表會合ノ上英國主張對策ニ付協議シタル處「ブリアン」ハ英國以外ノ債權諸國カ讓歩シ得ル最低限度ヲ定メ之ヲ公表シテ与論ニ訴フル事トシテハ如何ト提議シタルモ「ジャスパール」ノ説ニ從ヒ一応「ヤング」案ニ依ル英國ノ利益等事實ヲ挙ケテ「スーウデン」ヲ説服スルコトニ決シ同日及十五日ニ亘リ「ジャスパール」及「フランキ」ヨリ「ス」ニ説明シタルモ明答ヲ得ス「ス」ハ寧ろ書面ヲ以テ仏國等ノ意向ヲ承知致度シト云ヒ次テ「ジャスパール」ニ對シ十六日夜迄ニ是非共仏國、白、伊側ノ回答ヲ得度ク自己ノ主張ニ付満足ヲ得サレハ十七日ノ

次テ英國側ニテ前記ノ「ノート」接手後安達及永井「スノーデン」ヲ往訪シ帝國政府トシテハ右「ノート」ニ参加シ居ラサル事情且右ハ仏國側トモ諒解ヲ遂ケタルコトヲ前置シテ前記我方ノ態度ヲ説明シ會議ノ成功ヲ期スル為必要ノ場合ハ斡旋ノ勞ヲ辞セサルヘキ旨ヲ述ヘタルニ「ス」ハ克ク日本側ノ態度ヲ諒解セル旨並ニ日本ハ調停者タルヲ得ヘク英國側ヨリ其ノ好意ニ訴フルコトアルヘキニ付其ノ際ハ援助ヲ与ヘラレ度シト答ヘ尚本件「ノート」ハ公表セスト付加セリ

英、米、仏、独、伊、白ニ転電シ、希、羅馬尼、チエ、波蘭、西ニ暗送セリ

(別電)

スケヴェニンゲン 發

本 省 8月17日前着

第二一號

仏、伊、白三国側作成ノ「ノート」ニハ冒頭ニ英國側ノ異議ニ對シ他ノ各債權國ハ會議ノ成功ヲ計ル為全体トシテ「ヤング」案ヲ變更スル事ナクシテ満足ヲ与フルノ途ヲ発見セ

ントスルモノナリトノ趣旨ヲ述ヘタル後大要左ノ事項ヲ記載シ居レリ

一、英国側ハ「スパー」率ノ完全ナル適用アル場合ニ比シ最初ノ三十七年間毎年四千五百万馬克ノ損失アリト云フモ(一)同国ハ「ヤング」案第八章及第七付属書(五)ノ規定ニ依リ「ヤング」年金ノ外ニ約一億ヲ受領シ得ヘク本年四月以後五ヶ月間ノ「スパー」率ニ基ク英国所得分約二億余ノ処第八章ニ依リ戦債償還ノ為ノ所得額三億余ナリ之ヲ三十七年ノ年金ニ換算スル時ハ六分五厘ニ対シ利率トシテ七百万馬克トナリ(二)英国カ平和条約経済条項ニ基キテ有スル清算残高(往電第一八号)(三)ハ Liquidation of the Past ノ原則ニ依リ其ノ儘同国力保有シ得ルコトトナル処右ノ中ヨリ差引クヘキモノアリトスルモ最小限二千六百万磅ニ達スヘク之ヲ年金ニ直ス時ハ右ト同率ニテ三十七年間三千八百万馬克トナルヲ以テ(一)ノ金額ト合計シテ前記損失ヲ補フニ足ル

(二)、無条件年金中ヨリ何等ノ割当ヲ受ケストノ英国主張ニ関シテハ (一)「ヤング」案ハ戦債償還ニ重キヲ置ケル結果英国ハ最初ノ十年間現存協定ニ依ル取り分以上ヲ速ニ

(三)「ヤング」案第七付属書ノ規定ニ基キ実物弁済問題ニ関シ新ナル協定ヲ為シ得ヘシ

(四)石炭ニ関シテハ特ニ利害関係アル諸国(伊太利等ヲ意味ス)ニ於テ英国希望ノ満足ヲ計ルコトトスヘシ  
 転報先往電第二〇号同様

321 昭和4年8月(17)日 在スケヴェニンゲン賠償会議代表より  
 幣原外務大臣宛(電報)

政治委員会におけるライン撤兵問題の討議状況について

スケヴェニンゲン 省 8月17日後着

第三号

「ライン」撤兵問題ニ関シテハ十二日第三回政治委員会ニ於テ本件専門分科会ノ構成並ニ権限ニ付独仏ノ主張ニ根本的相違アリ結局占領国タル英仏白代表ト独逸代表トノ間ニ先ツ非公式会談ヲ試ムルコトトナリタルカ十六日「ブリアン」ハ安達ニ対シ右会議ハ其ノ後順調ニ進ミツツアル処仏国側トシテハ冬期ヲ控ヘタル此ノ際多数ノ軍隊ヲ威厳ヲ保

取得スルノミナラス賠償回収法ニ依リ最初十年間一億七千三百万乃至六千九百万馬克ヲ取得シ而モ既ニ証券化サレタル無条件金額トモ云ヒ得ヘキモノナルヲ以テ年金ノ性質トシテ頗ル優良ナリ(二)又無条件年金ニハ guarantee fund ノ制度付随セルヲ以テ年金ヲ条件付ト否トニ區別セルカ為ニ生スル不便ハ除去セラルモノト云ヒ得ヘシ  
 実物弁債ニ関シテハ年限ヲ制限シ取得量ヲ現在ニ比シ半減シ居ルノミナラス英国ノ関スル限り実物弁債ノ一部ヲ賠償回収法ヲ以テ徴収スルコトヲ得

(三)、前記ノ如キ実状ナルヲ以テ英国カ右以上ノ要求ヲ為スコトハ理由アリトハ思考セラレサルモ協調ノ精神ニ基キ右要求ニ応スル為「ヤング」案ニ依リ政府間ノ決定ニ委セラレタル諸問題ノ解決ニ付英国側ノ便宜ヲ計ルニ咨ナラス  
 四、(一)本年四月乃至八月ノ「ドウズ」支払中戦債償還等ニ当ツル分ヲ除キ余剰アルニ付其ノ相当部分ヲ英国ニ与フヘク  
 (二)無条件年金ノ剰余年額五千八百万中ノ大部分ヲ英国ニ分与方考慮シ得ヘク

チ撤退スル為ニハ間断ナク撤退ヲ行フトモ十ヶ月ノ期間ヲ見積ルノ要アリト内話シタリ英外相「ヘンダソン」カ廣田ニ語ル処ニ依レハ英白兩國ハ本年「クリスマス」迄ニハ撤兵ヲ完了スル意向ナリト云フ

尚往電第一一号法律分科会ハ其ノ後二回会合シタルカ仏国側ヨリ「ライン」非武装地帯ニ関スル審査調停機関ノ新設方ヲ提案セルニ対シ独逸法律家ハ之カ不必要ヲ唱ヘ未タ進捗ヲ見ス  
 英、米、仏、独、伊、白ニ暗送セリ

322 昭和4年8月(18)日 在スケヴェニンゲン賠償会議代表より  
 幣原外務大臣宛(電報)

関係国の対英覚書に対する英国側回答について

スケヴェニンゲン 省 8月18日後着

第二四号

往電第二一号ノ四国側「ノート」ニ対シ十六日夜英国ノ回答アリ右ハ本文及付属「メモランダム」ヨリ成ル十数頁ニ亘ル長文ノモノナル処其ノ要旨ハ右「ノート」ニ於テ四国

側ハ既ニ「スノーデン」ノ拒絶シタル過日ノ専門家「サゼ  
スシヨン」(往電第一八号)ヲ繰返セルニ過キスシテ何等英  
国側要求ヲ満足スルニ足ラス英国トシテハ「ヤング」案所  
定ノ年金額ニ対シ異議ナク從テ同案ヲ根本的ニ変更セント  
スルカ如キ意志ナキモ右年金ノ分配方法ハ既存条約所定ノ  
方法ト異ルヲ以テ右既定ノ方法ニ依リ年金全体及無条件年  
金ノ分配ヲ為スノ要アリ此ノ見地ニ於テ「ヤング」案ノ修  
正ヲ希望スルカ故ニ同案ヲ一層不可分トシテ変更セストノ  
主張ニハ承服シ難シトシ英国側終局ノ要求トシテ同国カ  
「ヤング」案ニ依リテ失フヘキ二百四十万磅ヲ復活シ無条  
件年金中ヨリ大体既定分配率ニ依ル分前ヲ得度ク尚実物并  
済制度ニ依リテ同国經濟上ノ權利ヲ侵害セラレサラン事ヲ  
要求スト云フニアリ尚前記「メモランダム」ハ時宜ニ応シ  
之ヲ公表スヘシト述ヘ居レリ

右「メモランダム」中ニ於テ四国側カ「ヤング」案ニ依ル  
英国ノ利益トシテ挙ケタル諸点ヲ一々反駁シ居レルカ多ク  
ハ四国側ノ計算又ハ説明ヲ過分又ハ不当トナシ又ハ仏国力無  
条件年金中ヨリ五億ヲ要求スルカ如キハ「モビリゼーショ  
ン」問題ニ関シ同国カ何等特權ヲ主張セストノ約束ニ「ヤ

リト述ヘタル後昨年十月「ポアンカレ」カ「チャー  
チル」ニ対シ「スノーデン」率ヲ變更セサルヘキ旨ノ  
約束ヲ為シタルノ記録ヲ示シタルニ対シ「ルシユール」  
ヨリ當時仏国側ニ於テハ独逸ノ支払フヘキ賠償年金總  
額カ「ドーズ」案ノ儘少クトモ二十二億(ポング委員  
会ニ於ケル四国案)ナルヘキヲ予定シ居タリシモ其ノ  
後巴里専門家會議ニテ議長ノ提案ニ依リ右年金總額著  
シク減少セラルルコトナリタル為自然無条件年金額  
ニ対スル仏国ノ割前増大スルノ已ムヲ得サルニ至リシ  
ナリト釈明シ「スノーデン」ハ之ニテ仏国ノ立場ハ諒  
解シタルカ伊国ノ不当ナル取分ニ対シテハ仏国側ニ於  
テ之カ減額方ニ付伊国側ト交渉為シタリヤヲ尋ネタル  
ニ「ル」ハ伊国側ノ態度カ数日来著シク變更シタル次  
第ヲ述ヘ交渉方ヲ諾シタリ

(二)<sup>(2)</sup>「スノーデン」ヨリ無条件年金ニ対スル仏国ノ取分ヲ  
二千万馬克丈ケ減少スル事出来間敷ヤト述ヘタルニ対  
シ「ブリアン」「ルシユール」何レモ其ノ困難ナル旨  
ヲ答ヘ「ス」ハ然ラハ仏国側ヨリ國際決済銀行ニ供託  
スヘキ保証資金ヲ「ヤング」案所定額ヨリ増加スルコ

ング」委員会設立前「ポアンカレ」「チャーチル」間ニ為  
サレタルモノナリト)反クモノナル事並ニ伊太利カ英国ノ  
利益ヲ犠牲トシテ利得ヲ為セルハ不当ナル事等ヲ述ヘ居レ  
リ

尚十七日開催ノ答ナリシ財政委員会ハ無期延期トナレリ  
伊、白ニ転電シ希、羅、チエ、西ニ暗送セリ

323

昭和4年8月20日

在スケヴェニンゲン賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

我が方仲介による英・仏代表者会談について

スケヴェニンゲン 8月20日後発  
本 省 8月21日後着

第二八号

(1)「スノーデン」及「ブリアン」(ルシユール)帶同)安  
達ノ許ニ会見シ腹藏ナキ意見交換ヲ行ヒタルカ右会談中主  
ナル点左ノ通

(一)「スノーデン」ヨリ英国トシテハ「スパー」率ヲ文字  
通還元方ヲ主張スルモノニハアラサルモ略之ト同様ナ  
ラシムル為(Equivalent)相当ノ譲歩ヲ要求スル次第ナ

トトシテハ如何ト述ヘ「ブ」「ル」ハ右ニ付考慮スヘシ  
ト答ヘタリ

(二)「ル」ヨリ「ドーズ」公債元利支払額ヲ「ヤング」案  
ト逆ノ順序ニ遞増シ之ヨリ生スル余剩ヲ英国側ニ振向  
クルノ案ヲ提示セルニ対シ「ス」ヨリ右ハ結構ナル  
モ其ノ結果ハ独逸ニ対スル苦痛ヲ増大スルノ惧アリ此  
ノ点ニ付独逸ノ間ニ既ニ談合ヲ遂ケラレタル次第ナリ  
ヤト反問シ「ル」ハ独逸側ノ内意ヲ探リタルコトアル  
モ未タ談合ナリタル次第ニハ非スト答ヘ結局仏国側ニ  
於テ独逸側トノ交渉ヲ引受クルコトナリタリ

(四)「ス」ヨリ仏国力無条件年金証券化ノ場合ニハ米市  
場ノミナラス英国市場ニ於テモ売出サルコトシ度  
シト述ヘタルニ「ブ」ハ主トシテ米國ナルモ英、仏ニ  
於テモ売出スコトトスヘシト答ヘタル上尚英國トシテ  
ハ仏國程無条件年金証券化ノ必要ナカルヘシト尋ネタ  
ル処「ス」ハ之ヲ肯定セリ

(五)「ス」ヨリ本年四月乃至八月ノ「ドーズ」年金余剰金  
分配ニ関スル仏國側ノ具体案提示方ヲ求メ「ブ」之ヲ  
諾セリ

(六)「ス」ヨリ若シ国際銀行ノ本店所在地ヲ倫敦トスルコ

トニ為シ得ルナラハ英国側トシテモ其ノ主張緩和方ニ  
付考慮ノ余地アルヘシト述ヘタルカ右ニ対シテハ「ブ」

「ル」両者共更ニ熟考ヲ重ヌヘシトノミ答フ

尚右会談中「ブリアン」ハ仏現内閣員カ「ブ」ト異リ右派  
ニ属スル為内政上其ノ立場困難ナル次第並欧州平和確立ノ  
必要ニ付力説スル処アリ右ニ対シ「スノーデン」ハ正義ニ  
基カサル平和迄モ求ムルノ要ナシト応酬シ英国ノ輿論カ反  
对党迄モ同人ノ主張ヲ支持シ居ル事実ヲ指摘シテ其ノ決意  
ヲ示シタリ

右会见ハ英仏共始メテ其ノ真意ヲ述フルノ機会ヲ得タル為  
新ニ交渉ノ余地ヲ見出シタルモノノ如ク両者共右会见ノ結  
果ニ満足シ我方ノ斡旋ニ深く謝意ヲ表シ居リタリ

英、米、仏、独、伊、白へ転電シ西、波蘭、希、智恵占、  
羅へ暗送セリ

324 昭和4年8月22日

在ハーグ賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

無条件年金問題および国際決済銀行所在地問題

三、前記貴電ノ一山東鉄道鉱山補償額五十余万馬克ハ我方  
ニ借記セラレアルノミニテ我受領不足額ト差引計算済  
ハナリ居ラス為念

325 昭和4年8月23日

在ハーグ賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

六国代表者秘密会議の開催について

ハーグ 発

本省 8月23日前着

第三一号

往電第二八号「ブリアン」「スノーデン」会議後独逸側ノ希  
望ニ基キ二十一日及二十二日ニ亘リ六国全権秘密会議開カ  
レ「ストレーゼマン」ヨリ「ヤング」案カ直ニ採用セラレ  
サル場合独逸政治上財政上ニ及ホス影響ノ大ナルヲ述ヘ今  
更「ドーズ」案ニ復帰スル事不可能ナルヲ以テ一時的措置  
トシテ第三案研究方ヲ提議シタルモ仏英伊ノ反対アリ他方  
英国側ハ蔵相外相共交々会議カ今日迄何等為ス処無キヲ指  
摘シ今週中ニハ是非共何等カノ結果ニ達スルノ要アリトテ  
二十四日公開会議開催ノ上最後ノ決定ヲ為スヘシト迫リ同

題等について

ハーグ 発

本省 8月22日前着

第二九号

貴電第八号ニ関シ

一、無条件年金問題ニ付テハ我方受領額全部ヲ之ヨリ取得  
方既ニ関係ノ向ニ内交渉ヲ為シ居レルモ巴里専門家委員  
会ニ於テ仏伊兩國ニ対スル割当ニ付我方委員カ同意ヲ与  
ヘ別ニ我方受領方ニ関シ留保等ヲ為ササリシ行懸モアリ  
他方無条件年金ニ対スル英国主張ノ満足ハ会議ノ成否ニ  
モ関係アル点ナルヲ以テ我方トシテハ半額取得ニモ相当  
困難アルヤニ認メラル我要求貫徹方精々努力スヘキハ勿  
論ナルモ右様ノ次第ナルニ付更ニ請訓ノ違ナクシテ最後  
ノ態度ヲ決スルノ要アルヤモ知レサルニ付右予メ御承知  
置キ相成度シ

二、銀行所在地ニ関スル英国ノ主張ハ往電第二八号ノ六ノ  
通ナルカ本問題ハ関係国ノ重キヲ置ク所ナルニ付我方ト  
シテモ相当考慮ノ必要アリト存セラル就テハ本件ニ関ス  
ル御意見至急御回示相成タシ

日迄ニ纏ラサレハ直ニ帰英スヘシト述ヘ安達ハ我方ノ特殊  
ナル地位ト世界平和ノ為此ノ上トモ努力ヲ為スノ必要トヲ  
説キ「ジャスパール」特ニ之ヲ支持シ速ニ関係国ノ内交渉  
ヲ進ムル為一時休会シ二十三日午後更ニ六国秘密会議ヲ催  
シ二十四日公開会議ヲ開ク事ヲ提議シ其ノ通決定セリ尚往  
電第二五号両国大蔵省関係者ノ会合ニ於テハ英国側ト仏伊  
白側ト意見一致セス其ノ儘双方ノ意見ヲ報告書ニ記載シタ  
ルニ止レリ

英、仏、伊、白、米、独へ転電シ「チェコ」、希、羅馬尼、  
西、波へ暗送セリ

326 昭和4年8月23日

在スケヴェニンゲン賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

無条件年金よりの我が方賠償金割当額について

スケヴェニンゲン 発

本省 8月23日後着

第三二号(至急)

一、往電第二九号ノ一二関シ

会議ハ往電第三二号ノ如キ経過ノ後二十二日午後日、仏、伊、白間ノ内交渉ニ於テ我方ニ対シテハ無条件年金中百万丈ケ割当ツルコトニテ満足セラレ度キ旨提議アリ右ハ日本及小債権国側ニ分ツヘキ総額ヲ千万トシ其ノ中ヨリ百万丈ケ我方ニ与フヘシトスルモノナルカ右ニ対シ少クトモ我方年金額ノ半額丈ケ割当方ヲ極力主張中ナリ

二、本年四月乃至八月ノ「ドーズ」支払額中戦債償還額ヲ差引キタル剰余ハ英国要求ノ四千八百万(三十七年ノ平均年金)ニ充当スル為全部提供ノコトトシ各国共右期間分トシテ既ニ取得シタルモノヲ吐出スコトトシ度シトテ我方ノ七百万馬克モ同様吐出シ方希望アリ右ハ大勢已ムヲ得サルモノト認メラルルニ依リ貴電第八号ノ三ノ趣旨ニ依リ措置スルコトトシ専ラ前項ノ点ニ努力シ居レリ

英、米、仏、独、伊、白ヘ転電シ西、波蘭、希、智恵古、羅ヘ暗送セリ

327 昭和4年8月26日 在ハーグ賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

英国に提供すべき年金額に関する仏・伊・白

ト認メラレタルニ付右独逸退席後ノ席上我方ノ立場及従来共同ノ精神ヲ縷述シ前記回答ニ参加シ得サルコト從テ同回答ハ右三国ノミヨリ発セラルヘキモノナルコト並英國側ニ対シテモ右ノ次第ヲ説明スヘキコトヲ述ヘタル処三国側モ遂ニ之ヲ諒トスルニ至レリ尚英國ノ目標トスル処ハ伊太利ノ過分ナル取分ニアルコトハ往電第三五号二十三日ノ会合ニ於テ独藏相ヨリ「スノーデン」カ仏白ノ讓歩ハ諒解シ居ルモ問題ハ伊太利ニアル旨ヲ同藏相ニ語レリト述ヘタルニ徴シテモ明カニシテ英國ノ魂胆ハ仏白ヲ伊ヨリ離シ伊太利ヨリ更ニ吐出サシメムトスルニアルモノノ如クナルカ是迄ノ処仏伊ノ締結堅ク前記回答案ノ内容モ大体従来ノ三国側提供額ヲ繰返スニ過キス

英、仏、伊、白、米、独ニ転電シ、智恵古、希、羅馬尼、波蘭ヘ暗送セリ

328 昭和4年8月26日 幣原外務大臣より  
在ハーグ賠償会議代表宛(電報)

無条件年金よりの我が方賠償金割当額等につき訓令

三国の対英覚書作成と同覚書への我が方不参  
加の意向表明について

ハーグ 本 省 8月26日後着 発

第三七号

(1) 二十五日英國ヲ除ケル五大国代表ノ會議アリ独逸側ハ同國輿論ノ反對ヲ招クヘク又「スノーデン」カ「ヤング」案以上何等独逸ニ求ムル処無キ旨声明シ居レリトテ往電第三六号仏伊白側ノ要求ヲ全部拒絶シタリ依テ右三国側ハ独逸ノ讓歩如何ヲ別問題トシ従来英國側ニ提供スヘシト申出タル利益ハ同國要求ノ約六割ニ相当スルモノト認定シ(英國側ハ五割一分ニ過キスト称シ居レル由)其ノ旨書面ヲ以テ「スノーデン」ニ回答スヘシト為スニ至レリ仏伊白三国側内協議ニ対シテハ往電第二〇号ノ通我利益監視ノ意味ニ於テ是不即不離ノ關係ヲ持シ来リタル次第ナルカ右ノ如ク三国側ニ於テ独逸ノ負担ノ下ニ英國要求ノ一部ヲ満足セントシタル計画(前記第三六号)一頓挫ヲ来タセル為右三国側ヲ驅ツテ英國ト對抗關係ニ入ラシムルノ形勢顯著トナレリ

(2) 依テ此ノ際我方従来ノ公正ナル立場ヲ明ニスルノ必要アリ

第一六号 本 省 8月26日後着

貴電第二九号及三二号ニ関シ

一、無条件年金ノ割当ニ関シ専門委員会ニテ何等ノ留保ヲ為ササリシコトハ英國ト雖モ同様ニシテ百万麻ニテハ如何ナル点ヨリ考フルモ少額ニ失スルヲ以テ半額取得方極力主張セラレ度シ

二、國際決済銀行本店所在地ニ付テハ特別ノ希望ナキモ本邦トシテハ倫敦ヲ便宜ト認ム

329 昭和4年8月27日 在ハーグ賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

仏・伊・白三国の対英覚書における英国への  
年金額の算出方法について

ハーグ 本 省 8月27日前着 発

第三八号

往電第三七号ニ関シ

二十五日付対英回答ニ於テ仏伊白三国ハ英國側ニ提供スヘキ利益ヲ三十七年間ノ平均年金トシテ二千八百六十万馬克

ト見積り其ノ計算ノ基礎ヲ左ノ通説明シ居レリ  
一、本年四月乃至八月ノ「ドーズ」支払金中ヨリ戦債償還  
ノ為同期間内ノ英国取分以上ニ同国ニ割当ラレタルモノ  
二億、右年金額七百二十万

二、更ニ右「ドーズ」支払剰余金中ヨリ独逸ノ放棄ヲ条件  
トシテ三十七年間毎年千四百四十万（往電第三九号我方  
カ無条件年金取得ヲ条件トシテ放棄スヘキ金額ハ本年金  
資金ノ一分トシテ計上シアリ）

三、旧埃洪国領土ノ開放費並其ノ継承国カ譲受ケタル財産  
ニ付伊太利ノ有スル債権中ヨリ提供スヘキ年金七百万  
尚無条件年金ニ関スル英国側要求ニ対シテハ仏伊ノ分ヲ差  
引タル残額中ヨリ大体「スパ」率ニ依リ千八百万ヲ与フル  
ノ外「ドーズ」公債ノ元利償還資金ノ減少ニ從ヒ生スル剩  
余中ヨリ英国側ニ平均四千二百万ヲ割当テ得ヘク更ニ前記  
二千八百六十万ハ無条件年金ト同等ノ価値ヲ有スルモノナ  
ルニ付英国側ハ総計八千八百六十万ノ無条件年金ヲ取得シ  
得ヘキ計算ナリト述ヘ居レリ

転電先、往電第三七号ノ通

(ロ) 英国ニ対スル割当額モ無条件年金残余额ニ「スパ」率  
ヲ適用スルコトトナリ居ルカ右率ニ依レハ日本ノ割当額  
ハ百万麻克ヲ以テ正当トスルコト

(ハ) 四月乃至八月ノ「ドーズ」年金受領額ハ元来「プル」セ  
ラルヘキ性質ノモノナルヲ以テ右ニ関スル日本ノ吐出ハ  
実質上何等ノ犠牲ニ非ス從テ又之カ代償ヲ要求スヘキニ  
非サルコト

(ニ) 葡萄牙其ノ他ノ小債権国及日本ノ受領スヘキ無条件年金  
割当額極メテ少キヲ以テ日本ニ百万以上ヲ割当ツルコト  
ハ頗ル権衡ヲ失スルコト

等ノ理由ヲ挙げテ狭量ニ我カ主張ニ反対シ百万麻克位ナラ  
ハ何トカ都合スヘシト答ヘタルカ我方ヨリ一々之ヲ反駁シ  
極力半額取得方ヲ主張シ討論深更ニ及ヘリ  
転報先往電第三七号ノ通

331 昭和4年8月28日

在スケヴェニンゲン賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

仏・伊・白三国による対英覚書への英国側回  
答をめぐる我が方斡旋振りについて

330 昭和4年8月27日

在スケヴェニンゲン賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

仏・伊・白三国による対英覚書の審議につ  
いて

スケヴェニンゲン

発

本 省 8月27日前着

第三九号

往電第三七号ニ関シ

二十五日夜仏伊白三国代表会合対英回答覚書案ヲ審議シ  
我方モ安達、永井、廣田三名傍聴ノ意味ニテ出席シタルカ  
右覚書案中四月乃至八月ノ「ドーズ」年金我方全額吐出ヲ  
前提トセル計算アリタルニ付安達ヨリ右日本ノ吐出ハ無条  
件年金ニ対スル我方ノ要求ヲ満足セシムル事ヲ条件トシ居  
ルモノナリトテ日本トシテハ少クトモ我カ受領年金額ノ半  
額ヲ要求スル次第ナル旨ヲ敷衍説明シタル処仏伊白代表ハ  
交々

(イ) 本件ニ関シテハ巴里専門會議當時日本委員ハ何等ノ留保  
ヲ為ササリシコト

スケヴェニンゲン 発  
本 省 8月28日前着

第四二号(極秘)

(一) 往電第四〇号会談ノ際「スノーデン」ハ右覚書ハ前回  
ニ比シ格段ノ進歩ヲ認メ難シトノ感想ヲ述ヘタル上三国  
側覚書ハ最終的ノモノト思考スルヤト質問シタルニ付安  
達ヨリ自分ハ右ニ付説明スヘキ地位ニ非サルモ本件覚書  
ハ貴下ヨリ三国側最終ノ提議ヲ求メラレタルニ対スル回  
答ナルヲ以テ理論上ハ左様解スヘキモノナルヤモ知レス  
ト答ヘ且自分ノ印象ニ依レハ右覚書作成ニ当リ三国側ハ  
誠意ヲ以テ英国ノ意見ニ近寄ラムト努力シ居リタル模様  
ナリト告ケタルニ「ス」ハ二十五日夜英政府ハ閣議ノ  
結果「マクドナルド」結局当地ニ来ラス(自分等ニ一切  
ノ裁量ヲ委ヌルコトトナリタルカ自分トシテハ英国ノ要  
求ハ全部正当ナリト言フノ外ナキ立場ニアリ此ノ際局面  
展開ノ為ニハ仏国側ヨリ歩ミ来ルノ外ナキニ付此ノ旨仏  
国代表側ニ(特ニ仏国ノミヲ指セリ)伝達ヲ願ヒタシト述  
ヘタリ

二、当方ニ於テハ熟議ノ結果兎ニ角之ヲ仏国側ニ伝ヘ必要

ニ応シ斡旋ノ勞ヲ執ルコトトシ安達ヨリ「ルシュール」ニ右「ス」依頼ノ次第ヲ通シタルニ恰モ三国覚書ニ対スル「ス」ノ回答接到セル為(三国側ノ申出ハ前回ニ比シ格別ノ進歩ヲ認メ難キ旨ヲ簡單ニ記セルモノ)「ル」ハ右回答ニ言及シ実ハ先刻巴里閣議ノ結果ニ付通報ヲ得タル処ナルカ右ハ自分等ニ対シ一切ノ裁量ヲ一任スルモ仏国内輿論カ仏国代表ニ対シ不満ヲ示シ居ルハ注意ヲ要スト云フニアリ仏国側トシテハ英国要求ノ七割前後ナラハ考慮ノ余地モアルヘキモ夫レ以上ハ到底応諾シ難ク今や時局ヲ救フモノハ日本ノ外ナキニ付此ノ際貴使一己ノ観測トシテ此ノ辺ノ事情ヲ夫レトナク英国側ニ通スル様御取計ヲ得ハ幸ナリト述ヘ我方ノ斡旋ヲ懇請セリ

三、依テ安達再ヒ「スノーデン」ヲ往訪シ之ハ自分限りノ考ナルカ仮ニ仏国側ニ於テ英国要求ノ七割ヲ提供スル場合英国側之ニ満足セラルルトセハ或ハ自分ヨリ仏国側ヲ納得セシメ得ルコト無キニ非サルヘシト告ケタルニ「スノーデン」ハ事態ヲ重視セルモノノ如ク「ヘンダーソン」外相「グラハム」少将ヲモ同席セシメ之ヲ聴取シタルカ英国要求ノ点ニ付テハ自ラ筆ヲ取り九十「パーセント」

五、右ノ次第ニテ我方ニ於テハ暫ク事件ノ展開ヲ見ルコトトシ居ル処二十七日「ジャスパール」ニ対シ安達ヨリ前述ノ次第ヲ告ケタルニ同人ハ日本カ終始公正ナル態度ヲ以テ之程迄尽力セラレタルコト感謝ニ堪ヘスト述ヘ居タル

英、米、仏、独、伊、白へ転電シ西、波蘭、希、「チエ」、連盟次長へ暗送セリ

332 昭和4年8月29日 在スケヴェニンゲン賠償會議代表より 幣原外務大臣宛(電報)

#### 六国代表者會議における妥協成立について

スケヴェニンゲン 本 省 8月29日前着 発

#### 第四四号

一、往電第四二号我方斡旋ノ結果英仏双方共相手方ノ態度ニ付幾分見當付キタル為更ニ協議ヲ試ミントノ機運ニ向ヒタルモノノ如ク二十七日右両国ノ希望ニ基キ六国代表會議ヲ開催シタルモ英国及三国側何レモ従来ノ主張ヲ繰返スノミニテ討議進捗セス一時休会トナリ休会中仏伊白

ト記シタルノミニテ後ヲ笑ニ紛ラシ確定的ニ答フル処無ク唯仏国側ヨリ一層ノ譲歩ヲ為サレ度キ旨ヲ仏国代表ニ伝ヘラレタシト述ヘ更ニ伊国代表トハ良ク御存シナリヤト三度繰返シ尋ネ伊国側ノ内意ヲ知リタキ様子ヲ示シ貴使ノ真率ナル斡旋ニ対シ感謝ニ堪ヘスト述ヘタリ

四、一方仏国側ニ於テハ「ブリアン」「ルシュール」「シエロン」三代表ハ「スノーデン」ノ返事如何ヲ待チ居ル模様ナリシカ安達ヨリ前記「スノーデン」ノ意向ヲ伝フルヤ一同緊張ノ色ヲ示シ次テ「ブリアン」口ヲ開キ仏国側トシテハ既ニ極度ノ譲歩ヲ為シタリト述ヘタル上英国側トシテモ若シ此ノ會議ヲ決裂セシムルニ於テハ其ノ結果ハ独逸社会党内閣ノ崩壊ヲ来スノミナラス英国經濟界モ多大ノ打撃ヲ蒙リ延テハ英国労働党内閣自身ノ運命モ危殆ニ瀕スヘキヲ以テ「スノーデン」モ些々タル数百万麻克ノ問題ノ為ニ斯ノ如キ危険ヲ冒スノ愚ハ為ササルヘシトノ観測ヲ洩シタルカ我方ノ斡旋ニ対シ三代表共深く謝意ヲ述ヘ居タリ尚右會議ノ際安達ヨリ前記伊国ノ代表云々ニ関スル「スノーデン」質問ノ次第ヲ告ケタルニ対シテハ仏代表何レモ黙トシテ答フルモノナシ

代表ハ別室ニ於テ対英交渉ニ付協議シ「ブリアン」ヨリ安達ヲ招キ英国側ニ対シ如何様切り出スコト然ルヘキヤ意見ヲ求ムル処アリ依テ安達ハ右往電ノ諸事情ヲ考量ノ後英国側要求ノ七割見當ニテ切出サレテハ如何ト「サジエスト」シ三国代表熟議ノ上「ジャスパール」ヲシテ右様「スノーデン」ニ申出テシメタルニ「ス」ヨリ七割ヲ八割三分ニ増額スルコト、國際銀行本店ハ倫敦ニ置ク等初メテ具体的条件ノ提示アリタル為交渉急ニ進捗シ結局(イ)銀行問題ハ暫ク之ヲ後廻シトスルコト(米独トモ協議ノ要アリトノ三国側ノ意見ニ基ク)

(ロ)英国要求ノ七割五分ヲ満足セシムルコト

(ハ)無条件年金英国取分ハ五千八百万麻克トスルコトニ折合ヒ

又伊国トノ間ノ石炭問題其ノ他ノ争点ニ付テモ妥協成立スルニ至レリ尚右(イ)銀行本店問題ニ関シテハ三国間既ニ何等默契成立シ居リ仏国側ノ倫敦反対ノ決意固キモノアルモノノ如ク看取セラレタリ

二、右交渉成立後六国代表會議ヲ再開シ英国及三国側ヨリ独逸代表ニ対シ往電第三六号ノ糾其<sup>ツマツ</sup>ノ他ノ要求ヲ提出シ

タルカ右ニ対シ独代表ハ二十八日ノ會議ニ於テ回答スヘキ旨ヲ答ヘタリ

英、米、独、仏、伊、白、寿府へ転電シ  
西、希、羅、智へ暗送セリ

333 昭和4年8月30日 在ハーグ賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

政治委員会におけるライン撤兵問題の合意成立について

ハーグ 8月30日後発  
本省 8月31日後着

第四七号

(一)「ライン」撤兵問題ニ関シテハ其ノ後關係国間非公式交渉ニ於テ

(イ)英白兩國ハ本年九月ニ撤兵ヲ開始シ三個月間ニ完了スルコト

(ロ)仏国ハ第二「ゾーン」ニ付テハ右ト同様ナルモ第三「ゾーン」ニ付テハ「ヤング」案ノ独仏兩國議會ノ批准並ニ其ノ実施後直ニ撤兵ニ着手シ八個月以内ニ完了スル

「ヤング」年金我方受領額ノ少クトモ半額(六百六十万馬克)ヲ無条件年金中ヨリ取得方ニ付テハ右電報ヲ以テ申進メタル外我要求額ヲ右ノ如ク定ムル根拠明カナラサルノミナラス(仏伊ノ取分ヲ認メス全額中ヨリ「ドーズ」公債元利払ニ要スル全額ヲ控除セル残額ヲ「スパ」率ニテ分配スルモノトスルモ我方割当額ハ約四百五十万ニ過キス)會議ノ大勢ハ最初ヨリ仏伊分ニ触レス且右「ドーズ」公債關係ノ金額ヲ除キタル残余ニ「スパ」率ヲ適用セムトシ而モ巴里委員會ノ際ハ右残余ヲ単ニ日英白三國間ニノミ分配セムト為セルニ反シ今回ハ英代表力正義論ヲ標榜シテ「セルビヤ」其ノ他ノ小債権国側ニモ分与セムトスルニ至レル等我ニ頗ル不利ナル情勢トナリ最初仏伊白並ニ英國側モ殆ト問題トセサル実状ナリシカ我方ニ少クトモ前記半額ヲ与フルニ非サレハ四月乃至八月ノ「ドーズ」支払我方受領額ハ吐出サスト主張シ仏伊白側トノ接触ニ努メタル処主トシテ「ルーシユール」ノ斡旋ニ依リ漸ク三百万ヲ割当ツルモ可ナリト為スニ至レリ依テ更ニ再三英國側殊ニ「スノーデン」ヲ説キタル処二十九日六國會議ノ席上安達ニ対シ英國ノ取分ヲ減シテ我方カ六百六十万ヲ取得シ得ル様取計フヘシトノ意

コト但明年六月末以後ニ亘ラサルコトニ協議纏リ又(二)審査調停委員會ニ付テハ法律分科会ニ於テ「ヴェルサイユ」条約第四十二條四十三條ニ関スル紛争ハ「ロカルノ」仲裁裁判条約所定ノ評定委員會ニ付託スルコト但「ロカルノ」条約第四条及「ヴェルサイユ」条約第二百十三條適用ヲ妨ケストノ趣旨ノ草案成リ二十九日政治委員會ニテ可決三十日六國代表間ニ於テ(一)ニ付テハ占領国代表ト独代表トノ間ニ公文ヲ交換シ(二)ニ付テハ「ロカルノ」条約署名国間ニ調印ヲ了シ執レモ公表セラレタリ

英、米、独、仏、伊、白、伊及寿府へ郵報セリ

334 昭和4年8月31日 在スケヴェニンゲン賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

無条件年金よりの我が方賠償金割当額内定について

スケヴェニンゲン 発  
本省 8月31日後着

第四八号

往電第三九号ニ関シ

向ヲ内示スルニ至レリ依テ之ヲ「ヤング」案ノ主義上ノ承認ヲ決定スヘキ最終及議定案中ニ挿入セシメタリ右議定書案ハ三十一日財政委員會ニ付議セラル  
英、仏、独、伊、白、米へ暗送セリ

335 昭和4年9月(1)日 在ハーグ賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

ヤング案の主義上承認を主眼とする議定書の作成と同議定書への議長等の署名について

別電一 昭和四年九月一日着在ハーグ賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛第五一号  
年金分配に関する議定書第一付属書の要旨について

二 昭和四年九月一日着在ハーグ賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛第五二号  
実物引渡に関する議定書第二付属書および過渡期間に関する議定書第三付属書について  
三 昭和四年九月一日着在ハーグ賠償會議代表より  
幣原外務大臣宛第五三号

協定細目検討のための各委員会の設置等第二  
次会議開催のための措置について

ハーグ 発

本省 9月1日後着

### 第五〇号

往電第四四号英国側及仏白伊側ノ妥協成立後今後ノ占領軍費用ノ問題ニ付仏独間ノ交渉ニ相当波瀾アリタルカ是亦二十九日ノ六国会議ニテ妥協成立セルニ付其ノ他諸問題ト一括三十日及三十一日ノ財政委員会ニ上程可決ノ上三十一日総会議ニ於テ議定書ヲ作成シ議長(「ジャスパール」)及事務総長之ニ署名シタリ

右ノ議定書ハ本文及四個ノ付属書ヨリ成リ本文ニ於テハ議長ノ陳述ノ体裁ニテ(イ)「ヤング」案実施ニ関スル諸問題カ付属書所載ノ通解決セラレタルニ付茲ニ会議参加国政府代表者ハ同案ヲ主義上承認シタル事(ロ)但シ右承認ニ付テハ関係国代表中往電第五四号ノ如キ留保ヲ為セルモノアル事並ニ(ハ)無条件年金英国五千五百万日本六百六十万「ユーゴスラビア」六百万葡萄牙二百四十万ト割当ツル事ニ諒解成立セル旨ヲ記シタル後別電第五三号一委員会設置方ニ付記

払ニ要スル金額ヲ含マス(トシ右ノ内ヨリ英国二五千万  
百万日本二六六十万ヲ割当ツ

### (別電二)

ハーグ 発

本省 9月1日後着

### 第五二号

議定書第二付属書実物引渡ニ関スル協定ハ新規則作成ノ方針ニ関スルモノニシテ「ヤング」案ノ規定ト異ナル点ハ(一)再輸出禁止(二)各国ノ実物取得権ノ国外ニ於ケル処分ヲ認めサル事(三)「トランスファア」猶予ノ際ニ於ケル実物引渡特別計画ハ関係政府代表者ノ委員会ノ承認ヲ得タル事

議定書第三付属書過渡期間ニ関スル協定ハ(一)各債権国ハ「ヤング」案ノ確定的実施ヲ条件トシテ「ドーズ」第五年度以後ノ独逸支払中ヨリ「ヤング」案ニ依ル分配額ノミヲ受領スヘキ事(二)独逸ハ「ヤング」案実施迄「ドーズ」案ノ定ムル金額ヲ支払フヘキ事等ヲ規定ス

### (別電三)

載シ付属書トシテハ別電第五一号第五二号ノ二占領軍費用ニ関スル協定ヲ添付セルモノナリ

尚本件議定書ハ右往第五三号ノ通実質上ハ会議ノ中間報告ノ性質ヲ有スルモノナルヲ以テ之カ署名ノ形式モ前記ノ通トシタル次第ナリ

別電ト共ニ英、米、独、白、仏、伊、寿府、波蘭、「チエコ」、希臘、羅馬尼亞へ暗送セリ

### (別電一)

ハーグ 発

本省 9月1日前着

### 第五一号

議定書第一付属書年金分配ニ関スル協定要旨

一、日英独各国ハ最後ノ五ヶ月間ノ「ドーズ」支払ノ残余ニ付何等ノ請求ヲ為サス

二、一九二九年以後三十七年間仏白両国政府ハ英国ニ対シ千九百八十万「ライヒスマルク」ノ年金ヲ伊太利ハ九百万「ライヒスマルク」ノ年金ヲ支払フヘキコト

三、無条件年金ヲ六億一千二百万馬克(「ドーズ」公債元利

ハーグ 発

本省 9月1日後着

### 第五三号

今次会議ハ三十一日ノ総会ニテ一先ツ閉会ノ事ト成リタルカ今後ノ手続トシテハ「ヤング」案所定ノ二個ノ組織委員会ノ外(一)実物引渡ニ関スル新規定ノ起草委員会(二)旧奥匈国領土解放費及譲渡財産関係委員会(三)「ヤング」案第九章ノ実施及同案ニ移ル過渡的諸事項ニ関スル委員会(四)最終議定書起草委員会ノ四委員会ヲ任命シ其ノ報告提出ヲ待チテ再ヒ総会議ヲ開キ最後ノ決定ヲ為ス事トナレリ尚右委員会及總會召集ノ時期及場所ハ前者ニ付テハ之ヲ議長ニ一任シ後者ニ付テハ議長ヨリ会議招請国ト協議ノ上招請スルコトトナリタルカ諸委員会ハ九月中旬開催セラレ総会議ハ十月中旬トナルヘキ見込ニテ議長白首相ハ総会議ヲ再ヒ海牙ニ開キ度キ内意ヲ洩シ居レリ

336

昭和4年9月(1)日

在ハーグ賠償会議代表より  
幣原外務大臣宛(電報)

過去の清算問題に関する関係各国の主張振り

第五四号

貴電第八号(一)ニ関シ

山東鉄道鉅山及海底電線ニ関スル我方要求ニ付テハ本会議開会ノ当初ヨリ Liquidation of the past (「ヤング」案第九章)ナル一般の問題トシテ英仏等ノ意向ヲ探ルニ努メタル処債権国側専門委員ハ何レモ独逸ノ賠償総額ヲ「ヤング」案ノ定ムル如ク著シク減額シタル以上過去ノ「トランザクション」ニ依リ生スル独逸側ノ要求ハ放棄スルコト当然ナリトノ意見ナルニ拘ラス是等諸国ノ代表ノ態度兎角判然セス一方年金分配ニ関スル英国要求及占領軍費用分担問題等數多ノ難問アリ之カ為ニ本件ヲ問題トスルニ至ラサリシカ二十九日ノ六国会議迄ニ是等諸案件略決定ヲ見タルヲ機トシ安達ヨリ山東鉄道鉅山及海底電線問題ノ如キハ「ヤング」案第九章ノ規程ニ依リ全ク解決セラルヘキモノト思惟スル旨ヲ述ヘタルニ「ストレーゼマン」ハ未タ充分ナル研究ヲ為シ居ラストテ討議ヲ避ケタリ然ルニ右我方ノ提議ニ依リ

ノ押収シタル独逸人財産問題ニ付議定書中ニ留保ヲ為スヘキ旨ヲ述ヘタルヲ以テ之ヲ機トシテ安達ヨリ前記ノ如キ声明ヲ為セル処波蘭等ヨリ我方ト同趣旨ノ留保ヲ声明スルニ至レリ

次テ三十一日ノ財政委員会ニ於テ前記起草委員案上提セラ  
ルルヤ多數債権国代表ハ独逸カ「ヤング」案ヲ認ムル以上過去ノ清算ニ関スル勧告ヲモ認ムヘキモノナリト説キタルニ対シ独逸代表ハ主義上之ヲ認メサルニ非サルモ更ニ研究ヲ遂ケ度シトテ反対シテ結局「ジャスパール」ヨリ「ヤング」案所定ノ本件勧告実施ノ措置等研究ノ為ニ委員会ヲ設クヘシトノ提案アリ依テ我方ハ再ヒ前日声明ノ趣旨ヲ繰返スト共ニ我方ノ留保ヲ維持シテ右提案ニ賛成スヘキコトヲ述ヘタリ斯クシテ右提案ハ財政委員会ト引続キ開カレタル總會トノ承認ヲ得タリ

前記独逸並ニ英国側ト接触ノ結果得タル感想ニ依レハ本件ハ各国共事情ヲ異ニシ居レルヲ以テ(例ヘハ英国ノ如キハ差押ヘタル財産ヲ未タ解除シ居ラス)独逸トシテハ事態ノ比較的明カナル我主張スラモ今之ヲ容ルルトキハ他諸国ニ対シテモ満足ヲ与ヘサルヲ得サルカ如キ結果トナルヲ惧レ

夫レ迄前記年金分配問題等ニ没頭シ居タル他債権国代表モ漸ク本件ニ注意シ来リタルモノノ如ク

三十日ノ起草委員会ニ於テ往電第五〇号ノ議定書案中ニ「独逸ハ過去ノ「トランザクション」ニ基キ将来何等ノ請求ヲ為ササルヘキコトヲ声明ス」トノ一条項ヲ挿入スヘキコトヲ仏国委員等ヨリ提議シ右ニ対シ同委員会独逸委員ハ斯ノ如キ実質の問題ニ付テハ手続的決議ヲ網羅スルニ止マル議定書中ニ規定スルニ適セストテ反対シタルモ兎ニ角債権国側法律家ノ提議トシテ三十一日ノ財政委員会ニ提出スルコトナリタリ之ヨリ先キ三十日午後ノ財政委員会開会前独逸専門委員ハ「山東鉄道鉅山讓渡ニ関シテハ今後独逸側ヨリ日本側ニ対シ何等ノ支払ヲ要求セサルヘシ」トノ案文ヲ用意シ居ルモ未タ代表ノ承認ヲ得居ラストテ之ヲ内示シタルカ午前會議散会後「ヒルフェルディング」ハ本全權等ニ対シ今直ニ日本側ノ要求ヲ承認スルコトハ困難ナリト告ケタリ斯カル上ハ我方トシテ独逸カ過去ノ「トランスアクション」ニ関スル要求全部ヲ放棄スルニ非サレハ「ヤング」案ヲ確定的ニ承認セサルヘキコトヲ声明スヘキコトトシテ午後ノ財政委員会ニ臨ミタルニ「グラハム」ヨリ英国

居ル模様ナリ就テハ差当リ我方最善ノ方法トシテハ前記留保ヲ其ノ儘維持シ前記委員会並ニ来ルヘキ第二次總會議經過ヲ俟テ独逸側ヲシテ一般的聲明ヲ為サシムルカ又ハ他債権国ト離レテ日独ノ間ニ保障ヲ取付ケルカ更ニ独逸力之ニモ応諾セサル場合ハ他ノ債権国ト歩調ヲ一ニシ「バストトランスアクション」ノ帳消ハ当然ノコトニシテ前記宣言ヲ維持スルコト然ルヘキヤニ存セラル右ニ付何等心得置クヘキコトアラハ御回訓相成度シ

独ヘ転電シ英、仏、伊、白ヘ暗送セリ

337 昭和4年11月18日 在仏国安達大使より 幣原外務大臣宛(電報)

ハーグにおける第二次會議の開催につき議長より我が方意向照会について

第三八六号

本使発白蘭宛電報

合第三六号

パ リ 11月18日後発  
本 省 11月19日前着

賠償其ノ他ニ関スル第二次国際會議ニ関シ今般「ジャスパール」議長ヨリ関係国一般ニ之ヲ海牙ニ開催スルコトニ異存無キカ如クナル処右ニ関スル本使ノ意見承知シタキ旨申越アリタルニ依リ本使ヨリ他招請国側何レモ同意ナルニ於テハ当方モ之ニ異存ナキ旨回答シ置キタリ右御含置ヲ請フ外務大臣へ転電セリ

338 昭和4年12月25日 在仏国安達大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

第二次會議開催のための関係各国専門家會議  
討議結果について

パ リ 省 12月25日前着 発

第四四五号

往電第四三三三号ニ関シ

海牙會議全権ヨリ

日、英、仏、伊、白政府側専門家ノ会合ハ二十一日終了債権国間ノ勘定其ノ他未解決問題ノ解決案ト共ニ諸委員會報告ニ対スル追補修正案ヲ決定シ之ヲ五国政府ニ対スル提案

来年三月末日迄ノ各国戦債償還ニ充ツル為右五ヶ月間ノ諸債権国受領額ヲ調節シ右償還ヲナシテ尚剰余アル諸国及戦債ナキ国ヨリ同償還ニ不足アル英国二億二百万伊国二千四百八十万希臘二百三十万ヲ与フルコトトシ(海牙議定書第一付属書第一条)右ノ中我方ノ負担スル額ハ二百五十二万余麻克ニシテ我方ホウキ額ヨリ支出セラ  
ル  
五、一般ノ対米債務支払方法ト「ヤング」年金分配方法トノ異ルカ為ニ英国ノ受クヘキ損失四百万ハ大体仏伊兩國ニ於テ対英債務ヲ月割ニテ毎月十五日ニ支払フコトトシテ填補ノコトトナレリ尤伊国ハ未タ確約ヲ与フルニ至ラス  
六、独逸政府ノ年金支払期日ハ毎月十日(鉄道収入ハ七日)トセリ尤独逸カ之ヲ受諾スルヤ否ヤハ疑ハシキモ債権国側トシテハ十五日ノ処ニテ折合ハレタシトノ意向ナリ  
七、「バクダツド」鉄道株ハ英仏伊三国間ニ均分ノコトニ決定(往電第四三三三号)

八、国際決済銀行諮問委員會ノ勧告ハ「ヤング」案一二四節ニ從ヒ日英仏伊白五国政府ノ承認ヲ経ルニ非サレハ債

トシテ各国委員會ヨリ夫々之ヲ自国政府ニ報告スヘキコトニ決セリ重ナル事項左ノ通

一、債権国間ノ賠償勘定ニ付テハ「ヤング」案所定ノ分配ヲ以テ最良ノモノトシ右勘定ヲ打切リトスルコト但シ我方ヨリノ主張ニ依リ海底電線問題及露国金塊問題ハ別ニ関係国間ニ協議ノコトトセリ

二、「ヤング」案付属書第一一三節所定ノ国際決済銀行利益分配参加方ニ付テハ貴電第二一一号ノ次第ハアルモ今日ヨリ權利ヲ留保シ置ク方「ヤング」案改訂等ノ問題生スル場合ニ有利ナリト認メラレタルニ付参加ヲ要求シタル処他諸國委員ノ同情ヲ得同節ヲ変更スル趣旨ニテ第二次海牙會議ノ採択スヘキ最終議定書中ニ「右利益ハ後ニ債権国間ニ結ハルヘキ協定ニ從ヒ分配セラルヘシ」トノ一項ヲ設クルコトトナリタリ

三、「ヤング」委員會ノ費用ハ各債権国カ「スパー」率ヲ以テ分担スヘキモノトセリ我方ハ既ニ本件関係費用取得済ナルモ右ハ実費支弁ヲ受ケタルモノニ過キス

四、本年四月乃至八月ノ「ドーズ」年金ニ付テハ「ヤング」案付属書第一九二節ニ從ヒ占領軍費用ヲ除キタル残額ヲ

権国ヲ拘束シ得サルモノトセリ(「トラスストアグリーメント」第一〇)

九、白耳義ハ八月海牙ニ於テ無条件年金ノ取得ヲ主張セザリシニ拘ラス最近ニ至リ独逸ノ「トランススファア」又ハ「マルク」支払停止ノ場合ニ於テ無条件年金取得権ナキ国ニモ公平ナル分配ヲナスヘシト要求スルニ至リタルカ右白ノ顔ヲモ立ツル為委員會ハ支払又ハ「トランススファア」ノ一部停止ノ場合ハ独逸ノ引渡シタル外貨ヲ(無条件年金トシテ支払ハレタルモノト否トヲ問ハス)出来得丈各国ノ年金額ニ比例シテ分配スヘク但シ如何ナル場合ニ於テモ無条件年金取得権アル国ニ対スル分配額ハ其ノ無条件年金額以下タルヲ得サルモノトセリ白国委員ハ右但書ノ点ハ白国ノ主張ニ反スルモノナリトテ「トラスストアグリーメント」修正案全体ニ対シ留保ヲナセリ右ニ関シ英國委員ハ右以上ノ譲歩ヲナスコト能ハスト述ヘ仏國委員ハ白国ノ要求ハ条件付及無条件年金ノ區別ヲ無視スルニ等シク到底受諾シ得スト内話セリ(同第一一条)

十、「モビリゼイション」ノ為賠償公債ヲ國際市場ニ數回同時ニ発行ノ場合之等諸國ノ右公債発行ニ参加シ得ル割合

ヲ仏五〇〇英九一伊四二日本六・六「セルビア」六「ポルトガル」二・四トセリ英国ヲ九一トセルハ海牙議定書第一付属書第三条及第四条ノ二千九百八十万馬克ニ第一年金ニ換算シタル七百万ヲモ加算シタルカ為ナル処右一億余ハ今元本金額トシテ英国ノ受領スル金額ニテ之ヲ加算シテ前記ノ如キ割合ヲ定ムルハ不当ト認メタルニ付我方ヨリ説明ヲ求メタルモ右英仏妥協ノ結果ニ依ルモノニシテ伊、白共ニ異議ヲ唱ヘサルニ鑑ミ結局同意シ置ケリ

十一、他国市場ニテ右賠償公債発行ノ場合ハ発行額及条件ニ付其ノ国ノ同意ヲ要スルモノトセリ

(同上)尚往電第四三三三号ノ一ノ点ハ右同意ヲ与フル場合ノ関係国間ノ協議ニ委ヌル趣旨ニテ明記セサルコトナレリ貴電第二三三三号ハ会議終了後接到シタル処右ノ如キ決定ナラハ我方ニモ差支ナシト存セラル尚英国委員ノ内話ニ依レハ本件ニ関スル英国側ノ意向ハ他国ノ賠償公債発行ニ依リ倫敦市場ノ攪乱セラルルヲ防止セムトスルモノニアリト

十二、「モビリゼイション」ノ場合独逸政府ハ之ヲ困難ナラ

#### 第四四六号

本省 12月25日前着

海牙会議全権ヨリ

第二次会議ニハ尚相当難問題モアリ又連盟理事会一月十三日開催ノ次第モアリ関係国ヨリ会期繰リ上ケ方希望アリタル結果三日ヨリ本会議開催ノコトニ確定「ジヤスパール」議長ヨリ其ノ旨通知アリタリ

白蘭へ転電セリ

英、米、独、伊へ暗送セリ

340 昭和4年12月28日

在仏国安達大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

#### 第二次会議において決定を要すべき事項について

パリ 発  
本省 12月28日前着

#### 第四五二号

海牙会議全権ヨリ

第二次賠償会議ニ於テ決定ヲ要スヘキ事項ノ重ナルモノヲ

シムルカ如キ措置ヲ差控フヘク殊ニ第一回賠償公債発行前独逸ハ外国市場ニテ自国公債ヲ募集セサルヘキモノトセリ

十三、「トラストアグリーメント」ノ実施ニハ新計画ノ実施ト「トラスティ」タル銀行及日英仏伊白五国代表者ノ右「アグリーメント」署名ヲ必要条件トセリ

白、蘭へ暗送セリ

編注 本件会議は当初英仏間においてハーグ会議関係諸懸

案および同会議諸委員会の報告等に付き意見交換を行った結果、単に英仏両国間だけでなく他の主要債権国とも協議を行ない第二次ハーグ会議の円満な進行を図るために行われたものであり、一二月一六日より同二日迄、日、英、仏、伊、白各国代表者が仏国外務省で会合した。

#### 339

昭和4年12月25日 在仏国安達大使より  
幣原外務大臣宛(電報)

#### 議長よりの第二次会議の開催日通報について

パリ 発

見ルニ往電第四四五号独逸ノ支払期日ヲ毎月十日トシ尚「モビリゼーション」ヲ防ケサル為第一回賠償公債発行前国際市場ニ於テ独逸自身ノ公債ヲ募集スヘカラストノ件ハ過般ノ「シヤハト」覚書問題等ニモ鑑ミ独逸及債権国間ノ最モ難問題ナルヘク尚独逸ハ「ヤング」案ニ依リテ賠償債務カ政治的範圍ヲ脱シテ商業化サレタル以上最早制裁アルヘカラストノ主張ヲ有シ予テ今次会議ニ制裁廃止問題ヲ持出スヤモ知レスト伝ヘラルル処仏国側ノ意向トシテハ「ヤング」案実施後「ライン」地方再占領ノ如キハ事実問題トシテ予想シ居ラス從テ斯ル問題ヲ論議スルコトハ避ケタキモ独逸カ進ムテ之ヲ会議ニ持出スニ於テハ「ベルサイユ」条約ノ規定ヲ楯トシテ反対セサルヲ得サルヘシトノコトニシテ又前記往電ノ政府専門家会議ニ出席セル英国委員ノ内話ニ依レハ英国大蔵当局モ制裁制度ハ維持スルヲ可トスルトノ意見ヲ有スル趣ナリ(尤モ此ノ点ニ関スル当地新聞報ニ依レハ英国外務省側ハ必スシモ大蔵省側トハ意見ヲ同シウセサル由ナリ)次ニ債権国ノ問題トシテ銀行所在地問題ハ白耳義モ遂ニ武府説ヲ断念シタル趣ナルモ(タルジュウ「首相ノ安達ニ対スル内話」同国カ独逸支払停止ノ場合ニ

於ケル分配問題ニ関シ異議ヲ唱ヘ居ルコト前記往電ノ通ナリ他方羅馬尼、塞等ノ小国側ハ東方賠償問題ノ解決ニ於テ満足ヲ得サレハ「ヤング」案ヲ受諾セサルヘシトノ意向ニテ現ニ武府起草委員会ニ於テ大国ノミノ最終議定書批准ヲ新計画(往電第四一六号)実施ノ条件トセルニ対シ右ハ頗ル不当ナリト主張シ小国ノ批准ヲモ条件トスルニ非サレハ右議定書ニ署名セサルモノアルヤモ知レサル形勢ナルカ大国側トシテハ小国側ノ態度如何ニ拘ハラス大国ノミノ議定書批准ニ依リ新計画ヲ実施セムトスル意向ナリ

英、米、独、伊、白、蘭ヘ暗送セリ

~~~~~

英、米、仏、独、伊、白、西班牙、希、羅馬尼、澳、「チエツコ」波蘭ヘ暗送セリ

341 昭和5年1月(8)日 在ハーグ賠償會議全權より
幣原外務大臣宛(電報)

第二次會議の開会と各委員会の審議状況について

ハーグ 発
本省 1月8日前着

第五号
第二次會議ハ三日開会ト共ニ対独賠償及東方賠償問題ニ

342 昭和5年1月(14)日 在ハーグ賠償會議全權より
幣原外務大臣宛(電報)

賠償年金支払期日等主要懸案事項の審議進捗状況について

ハーグ 発
本省 1月14日前着

第九号
往電第五号ニ関シ

対独賠償問題ハ引続キ非公式會議ニ於テ審議中ナルモ主要問題中年金支払期日ヲ十五日トスル件ハ独逸側既ニ之ヲ承認シ(尤モ鉄道収入ノ支払ハ月末トスヘキコトヲ主張シ居レリ)「モラトリウム」終了後猶予年金ヲ即時ニ支払フヘキ件「モビリゼイション」ヲ妨ケサルヘキコト(仏發往電第四五二号)独逸預金額決定問題(「ヤング」案付属書第四七節)モ制裁問題ト共ニ一兩日中ニハ決定ヲ見ルヘク尚銀行組織委員会モ十三日より当地ニ会合「トラスト・アグリーメント」其ノ他政府側修正ノ点ニ付審議ノ予定ナリ

東方賠償問題ハ依然進展セサルモ主要債権国側ハ右ノ通独逸トノ懸案ヲ速ニ解決ノ上小国側ニ迫リテ一氣ニ同問題ノ決定ヲ期セントスル意向ナルヲ以テ其ノ何レニ決定スルカハ別トシ會議ハ多分今週中ニ終了ノ見込ナリ

英、米、仏、独、伊、白、西、希、羅馬尼、澳、智、波蘭ニ暗送セリ

343 昭和5年1月(16)日 在ハーグ賠償會議全權より
幣原外務大臣宛(電報)

主要懸案事項中の制裁問題に関する妥協案について

ハーグ 発
本省 1月16日後着

第一二号
往電第九号ニ関シ

独逸トノ間ニ於ケル主要問題ハ大体意見ノ一致ヲ見ルニ至リタルカ右ノ制裁問題ニ付テハ独仏代表者間ニ成立シタル妥協案十五日六国全權會議ニテ採択セラレ直ニ公表セラレタリ其ノ骨子ハ「新計画ノ実施ニ付意見ノ相異又ハ紛議發生ノ場合ハ新計画ノ定ムル仲裁手続ニ依リテ解決スヘキモノトスルモ将来独逸政府ニ新計画ヲ破壊セントスル意志アリト認メラル場合ハ関係債権国ヨリ國際司法裁判所ニ出訴シ得ヘク同裁判所カ右ノ如キ意志アリト認定シタル時ハ債権国ハ各別又ハ共同ニ其ノ必要ト認ムル手段ヲ取り得サルノミナラス独逸ハ今ヨリ之ヲ正当ト認ムヘシ」ト謂フニ在リ

本案ノ形式ハ前記趣旨ヲ日英仏伊白五国代表者ノ宣言トシ
 独逸代表之ヲ諒承スル旨ノ宣言ヲ付シ右両者ヲ最終議定書
 中新計画実施ト共ニ独逸ト賠償委員会トノ関係終決スヘキ
 旨ノ規定ニ関連セシメテ付属書中ニ挿入スヘキモノトシ尚
 両宣言「テクスト」ハ英独仏三者共之ヲ成文トセリ
 英、米、仏、伊、白ニ暗送セリ

344

昭和5年1月20日 在ハーグ賠償會議全權より
 幣原外務大臣宛(電報)

対独賠償協定案の採択について

ハーグ 本 省 1月20日後着 発

第五号

第一、十九日ノ対独賠償問題委員会ニ於テ独逸ト債権国間
 ニ於ケル協定(從來最終議定書ト称セラレタルモノ)案採
 択セラレタリ其ノ概要第二ノ通ニシテ二十日會議ニ付議
 ノ上署名セラルヘキ予定ナル処東方賠償問題未タ解決ヲ
 見ルニ至ラサル為羅馬尼代表ハ同問題ニ於テ満足ヲ得ル
 ニ非サレハ「ヤング」案ヲ承認セサルヘシトノ主張ヲ繰

返シテ小国側從來ノ態度ヲ宣明シ殊ニ同案ノ採択ニ依リ
 独逸ト他ノ旧敵国トノ連体関係消滅(一四五節)ノ点ニ反
 對セリ從テ小国側カ前記協定ニ署名ヲ為スヤ否ヤハ目下
 ノ処未定ナルニ鑑ミ大国側ニ於テハ右對独協定ヲ成立セ
 シムル為目下小国側ノ説服ニ務メ居レリ

第二、右協定ノ内容ハ略々武府起草委員会作成ノ議定書案

(客月二十三日付機密公第五一五号)同様ナルモ我方トノ関
 係ニ於テ批准条項ヲ變更シタル外制裁ニ関スル規定ヲ設
 ケ八月ノ議定書銀行ノ「スタテユート」等ヲ付属書中ヨ
 リ削除シ又独逸ノ支払期日、預金問題(「ヤング」案付属
 書第四七節)等今回新ニ独逸トノ間ニ決定シタル諸点ニ
 基キ債務証書其ノ他ニ夫々修正ヲ加ヘタリ右ノ結果付属
 書ハ結局左ノ十二トナレリ

(一)制裁問題ニ関スル宣言(往電第一二二号)(二)「ドーズ」案
 ヨリ新計画ニ移ル經過の措置(三)独逸政府債務証書(四)同
 鉄道会社債務証書(五)独逸銀行法改正法案及之カ将来ノ
 改正手續(六)独逸鉄道会社法改正法案及将来ノ改正手續
 (七)独逸政府ノ収入ニシテ賠償支払ノ担保タルヘキモノ
 (関稅煙草「ビール」稅等)ニ関スル規定(八)「トラスト」

アグリーメント」(九)実物賠償規定(十)英独及仏独間ノ賠
 償回收法改正ニ関スル規定(十一)「ドーズ」公債償還ノ為
 ニ与ヘラルル保障(十二)仲裁裁判手續

右協定ノ外単独協定トシテ(一)決済銀行ニ関スル瑞西ト招
 請国間ノ協定(二)戦債軽減ノ場合ニ於ケル賠償債務軽減ニ
 関スル協定(三)「モビリゼーション」ニ関スル協定(四)債権
 国間ノ勘定ニ関スル協定モ二十日ノ會議ニ於テ決定ノ答
 ナル処右ノ内(一)ハ銀行ノ法律上ノ地位ニ関スルモノニシ
 テ曩ニ申進メ置キタル「チャーター」ヲ内容トス
 銀行ハ新計画ノ実施前ニ設立セラルヘキモノナルニ付第
 一ノ協定ヨリ切離シタル次第ナリ「スタテユート」ヲ同
 協定ノ付属書トセサリシモ同一ノ理由ニ依ル(二)ハ戦債ヲ
 有スル国ト独逸トノ協定ニシテ我方ハ之ニ加ハラス(「ヤ
 ング」案付属書第二〇七節以下)(三)ハ独逸ト前記第一ノ
 協定署名国間ノ約定ニシテ最初ハ第一回ノ「モビリゼー
 ション」実行前ニハ独逸ヲシテ外債ノ募集等ヲナサシメ
 サラントスル趣旨ノモノナリシカ之ヲ變更シテ「モビリ
 ゼーション」ノ為本年十月一日前二三億「ドル」ノ賠償
 公債ヲ発行シ右ノ内二億丈ヲ無条件年金受領国間二分チ

残額ヲ独逸ニ与フヘキニ付独逸ハ其ノ以外ニ於テハ右期
 日前ニ外債ヲ募債スヘカラサルモノトセリ右公債ハ決済
 銀行ヲ介シテ発行スルモ独逸政府取得ノ分ニ対スル元利
 償還金額ハ勿論賠償支払トハ別ニ同国ヨリ銀行ニ支払込
 ムヘキモノトス(四)連合国間ニ於ケル勘定ハ打切り其ノ他
 巴里ニ於ケル政府専門家会合ノ決定ヲ内容トセルモノナ
 リ(仏発往電第四四五号ノ一乃至五及七等ノ諸事項客月
 二十三日付機密第五〇号)

第三、以上ノ外會議ニ関スル final act ヲ作製シ一昨年九
 月ノ寿府決定以来「ヤング」委員会並第一次及第二次海
 牙會議開催ノ次第其ノ他對独賠償問題從來ノ經過ヲ叙説
 シテ両度ノ會議ニ於テ採択セラレタル諸約定等ヲ列挙ス
 前記諸協定及関係文書ハ確定次第發送スヘク尚右ハ頗ル
 浩瀚ナルノミナラス各方面ニ亘リ且短時日ノ間ニ作製セ
 ラレタルカ為形式字句等ノ統一ヲ欠キ不明瞭ノ点鮮カラ
 ス右ニ付テハ詳細報告ヲ以テ申進ムヘシ

英、米、仏、独、伊、白、西、希、羅、澳、智恵古、波蘭
 ニ暗送セリ

345 昭和5年1月21日 在ハーグ賠償会議全権より
幣原外務大臣宛(電報)

対独賠償関係諸協定の署名について

ハーグ 発

本省 1月21日前着

第一六号

往電第一五号ニ関シ

今次会議ノ難関タリシ洪国賠償問題ヲ始メ東方賠償ニ関スル諸懸案モ大国側ノ調停ニ依リ漸ク解決ヲ見(別電第一七号ノ通)小債権国側モ独逸トノ協定ニ同意スルニ至レル為前記往電ノ諸協定ハ右東方賠償関係ノ諸約定ト共ニ二十日ノ最終総会議ニ於テ署名セラレタリ英、米、仏、独、伊、白、西、希、羅、澳、「チエツコスロバキヤ」、波蘭ヘ暗送セリ

346 昭和6年8月27日 幣原外務大臣より
在仏国芳澤大使宛(電報)

対独賠償関係諸協定を批准した旨仏国政府に
通告方訓令

付記 昭和六年七月三日付幣原外務大臣より若槻

(禮次郎)内閣総理大臣宛条一機密第三〇二号

対独賠償関係諸協定の批准奏請

本省 8月27日後発

第一一五号

対独賠償協定及債権国間ノ取極(独逸国)御諮詢ノ件八月二十六日枢密院可決二十七日右二条約ニ対シ御批准ヲ経タルニ付右批准ノ旨仏国政府ニ通告アリ度通告ノ日付折返シ電報アリ度シ
尚同日迄ニ「チエツコ」及「ポルトガル」両国ノ批准書寄託ノ有無(若シ寄託セルトキハ其ノ日付ト共ニ)電報アリ度シ
英、独、白、伊ニ転電シ澳、希、「ポーランド」、「ポルトガル」、「ルーマニア」、「チエツコ」ニ暗送アリ度シ

(付記)

条一機密第三〇二号

昭和六年七月三日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

内閣総理大臣 若槻 禮次郎殿

千九百三十年一月ノ独逸国トノ協定及債権国

間ノ取極(独逸国)御批准奏請ノ件

昭和五年一月二十日和蘭国「ヘーグ」ニ於テ帝国全権委員ガ関係各国全権委員ト共ニ署名シタル独逸国トノ協定及債権国間ノ取極(独逸国)御批准ノ儀ニ関シ別紙ノ通上奏致候間可然御取計相成度此段申進候也

追而右独逸国トノ協定及債権国間ノ取極(独逸国)ノ正文及訳文各四通添付致置候

尚又付属トシテ

(一)千九百二十八年九月十六日ノ「ジュネーヴ」ノ決定ニ依リ設置セラレタル専門家委員会ノ報告書

(二)千九百二十九年八月三十一日ノ議定書

(三)国際決済銀行ニ関スル条約

(四)新案ノ年金中ノ延期シ得ザル部分ノ一部ノ一般売出ニ

関スル取極

(五)独米協定ニ関スル交換公文

(六)独逸国鉄道会社ノ貸率ニ関スル交換公文

(七)経過規定

(八)白耳義国ニ於ケル独逸「マルク」ニ関スル白耳義国及独逸国ノ政府間ノ協定ニ関シ右両国ノ夫々ノ全権委員ヨリ会議議長ニ宛テタル書翰
並ニ参考トシテ

千九百三十年一月ノ「ヘーグ」会議最終議定書
ノ正文及訳文各四通添付致置候